

第5章 ロシア・プーチン大統領のウクライナ戦争の論理

吉川 元

なぜプーチンはウクライナへ侵攻したのか

二〇二二年四月二六日、ウクライナ戦争の仲裁のためにモスクワを訪問したグテーレス国連事務総長との会談で、ロシアのプーチン大統領は戦争を正当化する次のような発言を行っている。

「コソボの先例」に倣ってウクライナ東部のドネツク州とルガンスク州をそれぞれ「ドネツク共和国」と「ルガンスク共和国」として承認した。……自決権を行使しようとする人々は中央政府の許可なく独立することができるとの国際司法裁判所（ICJ）の

決定を支持した西側の多くの国が、コソボの独立を承認した。ロシアはこの「コソボの先例」に従ったまでのことだ。^[1]

「コソボの先例」とは一体何か。「コソボの先例」がなぜロシアがウクライナ侵略を正当化する根拠になったのだろうか。その問いをひもとくカギは、欧州安全保障協力会議（C S C E。後に欧州安全保障協力機構O S C Eへ改称）で進められた安全保障協議に潜んでいると考えられる。

本稿は、ロシアが「コソボの先例」に倣ってクリミアおよびウクライナ南東部の四州を併合する、その論理の形成過程を分析することを目的とする。第一節では、冷戦終結期にC S C Eで民族紛争予防策として少数民族民族権利の伸長がはかられる中、コソボのアルバニア人の分離独立問題がO S C Eで争点となるが、人民の自決権がソ連とユーゴスラビアの分裂の際に事実上、民族自決権に変容する背景、および独立の承認基準が取り決められる過程を検証する。

一九九〇年代、O S C Eを舞台に欧州安全保障体制の構築に関する協議が続けられる中、ロシアは欧州安全保障体制の要にC S C Eを位置付けようとし、C S C Eの機構化を主張

した。この協議で、ロシアの敗北を決定づけたのが一九九九年に人道的干渉の名目で行われたコソボ紛争への北大西洋条約機構（NATO）の軍事介入と、同年末に採択された欧州安全保障憲章であった。第二節では、ロシアのOSCE政策の分析を通して「コソボの先例」の起源を探る。

第三節では、旧東欧社会主義諸国が積極的に移行期正義に取り組み、浄化（公職追放）を進めたのに比べ、ロシアではこうした脱共産主義化の取り組みが遅々として進まなかったが、これがOSCEの民主化支援活動を受け入れることのできない背景であったことを明らかにする。

第四節では、コソボの独立承認を機にロシアによる領土拡張主義の論理が形成される過程を明らかにする。プーチン政権が誕生する二〇〇〇年以降、ロシアはOSCEの安全保障協議の場で孤立し、OSCEに対して安全保障脅威認識を高めていく中、二〇〇八年、コソボは独立を宣言し、欧米諸国はそれを承認した。この「コソボの先例」に倣い、ロシアは人道的干渉によってクリミアを併合し、ウクライナ南東部へ軍事介入する。

1 分離独立と人民の自決権

少数民族の集団の権利

東欧民主革命（一九八九年夏から冬）の翌年九〇年六月、C S C Eコペンハーゲン人間的次元（H D）会議で、民主主義、法の支配および人権や少数民族権利についてC S C E基準を取り決めた。注目すべきは、この会議で「同化」の禁止、母語の使用の自由など六項目にわたる同化禁止の具体的措置、さらに少数民族の集団の権利として「地方自治または自治行政制度」の実現の検討に合意したことである。

ジュネーブで開催されたC S C E少数民族専門家会議（一九九一年七月）ではコソボの自決権問題が初めて争点となった。アルバニアが、ユーゴスラビアのコソボ自治州のアルバニア系住民の分離独立を認めるよう迫り、これに対して、ユーゴスラビア代表は憲法上、連邦構成共和国にのみ離脱権を含む「人民の自決権」が認められており、「少数民族」には自決権は認められていない、と反論した。

モスクワH D会議（一九九一年九月）では、混乱するソ連の政情不安に関心が集まり、人権や少数民族権利の伸長は行き詰まった。最終合意文書で、人権、民主主義および法の支

配など安全保障の「人間的次元 (human dimension)」に関する取り決めが「国際関心事項」に位置付けられ、司法の独立、軍・治安機関・諜報機関の文民統制など、法の支配に関する制度改革の基準が新たに取り決められた。しかし、少数民族の権利に関して具体的進展は見られなかった。

人民の自決権とは

ソ連では住民投票法が制定され、ジョージアの住民投票を皮切りに、ソ連各地の共和国や民族自治体で連邦からの離脱の賛否を問う住民投票が実施され、その後、直ちに独立が宣言された。一方、憲法上、離脱権の規定がなかったユーゴスラビアでは、分離独立を目指す民族は「人民の自決権」を「政治的レトリック」に用い、人民の意思を確認する手続きとして住民投票を実施し、独立を宣言した。

そもそも自決権とは、分離独立の権利を意味するものだったのか。国連憲章第一条に初めて「人民の同権と自決の原則」が規定されたが、人民の自決そのものの定義はなされていない。もともと国連憲章の起草過程で語られた人民の自決とは民族の自決を意味せず、主権を確立した領域の「人民の自治」といった程度の漠然とした合意でしかなかった。そ

の後、植民地独立付与宣言、国際人權規約（共通一条）、国連友好關係宣言を経て伸長された人民の自決は、国民が自由に政治体制を選択し、社会、経済、文化的發展を追求する權利を意味した。

ヘルシンキ宣言は、国際關係十原則の一つである人民の自決權を次のように規定している。

人民の同權と自決の原則により、すべての人民は、常に外部の干渉を受けることなく、完全に自由にその欲するとき、または欲するようにその国内的及び対外的な政治的地位を決定し、かつその政治的、経済的、社会的及び文化的な發展をその望むように追求する權利を有する。

ここには分離独立の權利としての人民の自決の規定は全く見られない。もともとソ連のC S C E開催提案の目的が、戦後の領土変更の現状と東欧諸国の社会主義体制の政治的現状の二つの現状に関して西側の承認を取付けることにあったことに鑑みれば、ソ連がこのような人民の自決權に同意したのはもつともなことであった。

独立の承認基準

一方、欧州国際社会は人民の自決を根拠に独立宣言を行った共和国や自治州の承認をめぐって混迷した。欧州共同体（EC）は、一九九一年二月一六日、「ソ連・東欧の新国家承認に関するEC指針」（以下、「指針」）を発表し、ECの独立承認基準を示した。その際、注目すべきは、①連邦構成共和国内の自治共和国や自治州など民族自治体の分離独立は承認しない、②武力攻撃の結果として誕生したエンティティ（独立国）は承認しない、という二つの不承認原則である。分離主義の動きに拍車がかかるのを阻止し、また武力行使による分離独立の動きを牽制するためだった。

ECは、「指針」とは別に「ユーゴスラビアに関する宣言」を同日に発表し、ECの承認を希望する国は一九九一年二月一六日までに承認申請を行うよう呼び掛けた。ボスニア・ヘルツェゴビナは申請したものの住民投票を実施せず、人民の意思が不明であることを理由に承認されなかった。ボスニア・ヘルツェゴビナは、早速翌年二月二九日～三月一日にかけて独立の賛否を問う住民投票を実施し、その結果、四月六日にECおよびEC一二次国、翌日にアメリカとカナダが同国の承認に踏み切った。これを機に住民投票の実施を自決権の行使の要件と見なす慣行が始まる。

独立を宣言したものの承認が叶わなかった民族自治体は、セルビアのコソボ自治州、ウクライナのクリミア自治州、アゼルバイジャンのナゴルノカラバフ自治州、モルドバの沿ドニエストル共和国などで、独立を宣言したこれら自治体の多くが「非承認エンティティ」として国際法的主権が認められないまま存続した。それはECおよび欧州連合（EU）が各国の領土保全を尊重し、先述の不承認原則を貫いていたからである。

2 欧州安全保障体制とOSCE

CSCE、それともNATO

東欧民主革命後、ソ連大統領ゴルバチョフが欧州安全保障体制を検討するためにCSCE首脳会議の開催を提案したことから、一九九〇年初頭から夏にかけて各国から意見表明が行われた。欧州諸国の多くがOSCEの制度化や機構化を支持した点で一致していた。ところがアメリカの立場は複雑であった。

アメリカはNATOを中心にソ連抜きに欧州安全保障体制を構築するとの長期戦略を立てる一方、統一ドイツとそのNATO加盟を不安視するソ連の懐柔策としてNATOの東方不拡大や自由主義の制度において国際協力を進めることを意味するNATOの「政治化」

を強調し、欧州安全保障体制の要にOSCEを位置づけるという「二重戦略」を採用した。一九九〇年二月九日、ゴルバチョフ大統領との会談で、アメリカのベーカー國務長官は欧州における米ソの良好な軍事関係は欧州の政治的安定に不可欠であり、NATOを東欧に向けて「一インチたりとも拡大することはない」と、NATOを東方へ拡大しないことを約束している (Matveev 2000: 59-78)。NATOは首脳会議後に「変容するNATO」と題するロンドン宣言を発表し、そこでもNATOの政治化を確約している。

もともと、アメリカは、心底CSCEの機構化を支持していたわけではない。NATO首脳会議に出席するブッシュ大統領に対するブリーフィングにおいて、ベーカーは「真の危険はCSCEである」と話したとされる (Shirinson 2016: 38)。CSCEを警戒していたのである。超大国にとってCSCEのような多国間主義の制度は思うようにならないやっかいな代物であるからだ。それでもアメリカがCSCE強化を支持し続けたのは、当面、NATOやECへの加盟の見込みのない東欧諸国を西欧に繋ぎ止め、そしてまた旧社会主義諸国への民主化支援を担う機構として活用するために、CSCEを必要としたからである。

「CSCE第一主義」

一九九〇年一月、パリで開催されたCSCE首脳会議は「新しい欧州のためのパリ憲章（パリ憲章）」を採択して閉幕する。パリ首脳会議でCSCEの機構化について合意されたのを機に、CSCEは事実上、旧東欧社会主義諸国に対する民主化支援機構として活動を始める。

ところがNATOの東方拡大の動きが具体化するにつれて、それを阻むにはOSCEを中心にした欧州安全保障体制の強化しかないことに気がついたロシアは、CSCEブダペスト首脳会議を数カ月後に控えた一九九四年夏から秋にかけて急遽、CSCEの安全保障の機構強化に向けた具体案を打ち出した。それは、①国連安全保障理事会に似た地域機構の設立、②CSCE安全保障の経済的次元、人間的次元、軍事的次元の三次元の一律強化、③OSCE域内のすべての安全保障機構をOSCEの傘下に置き、各機構の役割分担と各機構の活動の調整役をOSCEが担う、というCSCEの機構強化案であった。

EU議長国であるドイツ、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドが、ブダペスト首脳会議の開催直前の一九九四年一月一六日、首脳会議での協議に向けて「CSCEと国連の関係について」と題する提案を行い、地域紛争にOSCEが優先的に対応

するという「OSCE第一主義」の機構へOSCEを発展させることを提案した。それはロシアのOSCE強化案と一脈通ずるものであった。

「二一世紀安全保障モデル」協議とロシアの敗北

(ア) 安全保障モデル協議

ブダペスト首脳会議（一九九四年二月五～六日）では、その最終合意文書でOSCE機構の全容がほぼ固まるが、NATO東方拡大へのロシアの不安を和らげるために「二一世紀に向けた共通の安全保障モデル」について協議することが取り決められた。

ブダペスト首脳会議の決定に基づいて「二一世紀安全保障モデル委員会」（以下、「安保モデル委員会」）が立ち上げられ、一九九六年三月から安保モデル委員会の協議が始まる。ロシア代表は同モデル委員会での協議に先だって、ロシアの基本方針を綴ったメモを配布している。それは、法的拘束力のある安全保障システムを確立するために、①現存の欧州地域機構および欧州大西洋地域の機構の間の「分業」体制の確立、②欧州安保理事会の確立、を骨子とするものであった。

ところが、ロシアの期待に反して、OSCE安全保障モデル協議は九六年半ばになると

停滞し、九六年一二月にリスボンで開催されたOSCE首脳会議まで具体的進展はみられなかった。アメリカはこの協議にはほとんど関わりとうとはせず、バルト三国は言うにおよばず、欧州諸国は欧州の安全保障問題に対してロシアの影響力が強化されるのを恐れ、ロシアの機構強化案には耳を貸さなくなったからである。

(イ) コソボ軍事介入(一九九九年)

安全保障モデル協議は、事実上、ロシアの敗北に終わる。ロシアを敗北に追い込むきっかけが、コソボ紛争へのNATOの軍事介入である。コソボでアルバニア人武装勢力とセルビア人勢力の間の武力紛争が激しくなり、ロシアはコソボ紛争の解決にOSCEが主導的役割を担うよう外交キャンペーンを展開した。ところがOSCEは九八年秋に紛争の監視目的でコソボへ派遣したコソボ検証ミッション(KVM)の要員一四〇〇人を、要員の安全確保が難しくなったとの理由で一九九九年三月に撤退させた。続いて三月二四日、NATOはロシアの反対を押し切って、しかも国連安全保障理事会に諮らずに、人道的危機を理由に対ユーゴスラビア空爆に踏み切った。

ロシアはKVMの早期撤退を非難するとともに、NATOの軍事介入に対する非難決議

をOSCE常設理事会で取りまとめようとしたが、失敗した。NATOの軍事介入を阻止することができなかったことに加え、地域紛争への「OSCE第一主義」対応の原則が裏切られたことから、OSCEに対するロシアの失望と不満が募った。

(ウ) 欧州安全保障憲章

OSCEへのロシアの期待を断ち切ることになる決定的な出来事が一九九九年一月にOSCEイスタンブール首脳会議で採択された欧州安全保障憲章であった。人間的次元分野での安全保障活動がOSCE安全保障活動の「中核」に位置付けられた。それに加えOSCEは他の機構との間の「協調的安全保障のプラットフォーム」に位置付けられ、「諸機構間のヒエラルヒー」もなく、「恒久的な役割分担」も行わないことが取り決められた。

欧州安全保障憲章の採択は、ロシアにとって事実上、安全保障モデル協議の敗北を意味した。OSCEの「共通・包括的安全保障」概念の「中核」に人間的次元が位置付けられたことで、OSCEは民主化支援の専門機構となり、またOSCEを頂点にした欧州安全保障機構のヒエラルヒー構想、分業・役割分担の構想は、きっぱりと退けられた。こうしてOSCEは、事実上、旧社会主義諸国に対して民主化移行を指導する安全保障機構になっ

たが、ロシアにはこのような形のOSCEを到底受け入れられない国内事情があった。

3 OSCEを受け入れられない訳

民主化と移行期正義

東欧諸国では民主革命後、国民の多くが秘密警察の秘密公文書の公開、秘密警察の職員名簿および秘密警察の協力者ファイルの公開、過去の人権侵害の責任者の訴追、さらには旧体制下の共産党指導者や秘密警察の職員の「浄化」(公職追放)を求めた。

最初に浄化を開始し、移行期正義全般に徹底して取り組んだのは東ドイツ(統一後のドイツ)とチェコスロバキア(分離後のチェコ)である。チェコスロバキアは一九九一年に浄化法を採択し、同法に基づいて秘密警察職員やその協力者の五年間の公民権停止の策をとった。その結果、四二万人以上が浄化の対象になったという。

その後、旧ソ連のバルト三国および他の東欧諸国も、移行期正義に取り組んだ。バルト三国は、人権侵害の責任者を訴追し、旧共産党幹部や国家保安委員会(KGB)職員を公職追放し、旧体制の政治的影響力を排除することに努めた。同時に、軍に対する文民統制を確立し、政軍関係の改革にも取り組んだ。ソ連のバルト三国の併合に直接関与し、長きに

わたってソ連共産党への従属を強いたKGBの存在をそのまま放置しておけば、彼らの存在が独立回復後にこれらの国の主権を直接脅かす存在となることを恐れたからである。

共産主義後のバルト三国や東欧諸国は、一九九〇年代半ばにNATO、EU、それにOSCEの支援の下で憲法に軍の文民統制を定めた。二〇〇〇年までには、すべての東欧諸国で共産党の政治エリートおよび秘密警察職員の政治参加を禁じる浄化法、また市民が秘密警察協力者ファイルへのアクセスを認める法が採択された。

移行期正義を拒むロシア

一方、ソ連の崩壊後、ロシアやベラルーシでは、移行期正義に向けた取組みは遅々として進まなかった。誰一人裁判にかけられることもなく、人権侵害の犠牲者に対する補償措置が取られることもなかった。OSCEが協調的安全保障のプラットフォームに位置付けられた一九九九年を境に、ロシアをはじめ独立国家共同体(CIS)諸国では脱共産主義化も自由化・民主化の動きも止まった。

実は、欧州国際社会は一九九〇年代を通じて旧ソ連諸国に対しても民主化、さらには移行期正義の実施を促し、指導してきた。ロシアの民主化停滞に業を煮やした欧州審議会は、

一九九六年二月のロシアの加盟に際しては特に厳しい条件付きで加盟を認めた。欧州人権条約、欧州民族マイノリティ枠組条約の一年以内の批准、国際および国内紛争の平和的解決、近隣諸国に対する武力による威嚇の禁止、ロシア連邦保安局（FSB）に関する法律の改正など、三七項目に上る条件付きで加盟を承認している。

ロシアの欧州審議会加盟が認められたことを受け、欧州審議会議員会議は一九九六年六月、「旧共産主義の全体主義体制解体措置」と題する決議を行っている。全体主義体制の制度改革の基本方針として、重要犯罪人の訴追、不当に裁かれた受刑者の名誉回復、秘密警察のファイルの公開、「浄化法」または「脱共産主義法」を制定し、旧体制を支えた政府高官の公職追放などが掲げられた。加えて、共産主義的全体主義体制の解体と民主化の実現は、確固たる「民主主義の精神」と「政治文化」の形成に裏打ちされねばならず、また政治、法律および経済の各分野の根本的な改革を断行する必要がある、そのために欧州審議会議員会議は欧米諸国に「新興の民主主義国」への支援を呼びかけた。

移行期正義の取り組みを拒む訳

しかし、ロシアの脱共産主義化も民主化も、浄化や安全保障部門改革も、一向に進展し

なかった。政治指導者の改革意志の欠如もさることながら、そうした意志の欠如の背後に旧ソ連諸国の移行期正義の実施を阻むいくつもの構造的・制度的要因があった。

何よりも旧体制の権力者がそのまま政治指導者の地位にとどまったことが一因となった。ソ連の崩壊後、バルト三国を除く旧ソ連諸国では、国政レベルでも地方レベルでも、共産党独裁体制の政治インフラの多くが引き継がれ、大統領、首相、国会議員から地方都市の首長に至るまで旧ソ連共産党や元KGB幹部がその地位を独占し、事実上、権力の継承が行われていた。一九九〇年代半ばには「オリガルヒ」と呼ばれる新興財閥が力をつけ、新興財閥による寡頭政治の基本的枠組みが出来上がる。

そして二〇〇〇年にKGBの後継機関であるロシア連邦保安局（FSB）長官のプーチンが大統領に就任した際には、元KGBやFSBの将校、または軍の将校を中心にした「シロビキ」と呼ばれる集団が政府の主要ポストに任命され、彼らは政府の主要ポストの七〇～八〇%を占めるようになった。旧体制の政治エリートや秘密警察、軍の関係者が政府の要職に就いたことで、軍、諜報機関、警察など安全保障部門の改革の動きは阻止され、安全保障部門改革、ましてや浄化を含めた移行期正義の取り組みはなされずじまいであった。

二〇〇〇年にプーチン体制になってからのロシアは、旧ソ連諸国への影響力を維持し、

これらの国をロシアの支配下に繋ぎ止めておくため、一方で、ロシア市場へのアクセスを保証し、資源援助や時には軍事援助を行った。他方で、EUへの接近を止めようと圧力を行使し、さらにはソ連時代の社会主義体制を否定的に描くような試みを取り締まり、ロシア人に不利益を被らせるような移行期正義への取り組みを妨げてきたのである。

4 「コソボの先例」

二〇〇四年——旧社会主義国のEUとNATO加盟

浄化はもとより軍や治安機関の文民統制を含め安全保障部門改革を要請するOSCEは、ロシアの国家体制への脅威になった。しかも、二〇〇〇年代前半にはロシアの外部脅威が深刻化する。

NATOとEUの東方拡大が勢いづく、二〇〇四年三月にはワルシャワ条約機構(WTO)の旧同盟国とバルト三国のNATO加盟が認められ、同年五月にはバルト三国とチェコ、ポーランド、ハンガリーの東欧三カ国のEU加盟が認められた(ルーマニアとブルガリアは二〇〇七年に加盟)。かつて敵対した陣営が膨張し、ロシアを取り囲む事態になったのである。

旧WTO同盟国のほぼすべての国がNATOやEUに加盟したことにプーチンは激怒したと伝えられる。これを機に欧州通常戦力条約（CFE条約）からの脱退や、NATO拡大の動きに対抗するための核兵器軍事ドクトリンの再検討を含めた対抗措置が検討されるようになったのである。

二〇〇八年——コソボの独立承認とその波紋

(ア) コソボの独立

NATOのコソボ軍事介入からおよそ一〇年後の二〇〇八年二月一七日、コソボ議会は独立を宣言し、コソボの独立宣言から四日以内にアメリカをはじめ一五カ国がコソボを承認した。EUは、コソボの独立承認を、これまでの武力で独立を達成したエンティティの不承認原則や国連決議には抵触しない「特殊な事例」にあたるとの解釈を示した。

コソボの独立宣言に続き、同年春、ロシアをさらに刺激する問題が発生した。ウクライナとジョージアのNATO加盟問題である。四月二日、ブカレストで開催されたNATO首脳会議で、アメリカのブッシュ大統領（子）はウクライナとジョージアのNATO加盟を提案した。しかし、ロシアを刺激することになるとの理由で独仏がアメリカの提案に強く反

対したことから、ウクライナとジョージアのNATO加盟は当分見合わせるようになった。

案の定、プーチンは間髪入れず反論した。四月二日のNATO首脳会議での演説で、プーチンは後のクリミア併合を暗示する次のような意味深長な発言をしている。コソボと同様の立場にあるモルドバの沿ドニエストル、ジョージアの南オセチアやアブハジア、あるいはアゼルバイジャンのナゴルノカラバフなどの「疑似共和国」は、長年、ロシアの承認を求めてきた。それにウクライナの東部と南部の一七〇〇万人のロシア人の安全をいったい誰が保障するというのか、クリミアの人口九〇%を占めるロシア人の安全を誰が保障するというのかとロシア系住民の安全を問うた。続いて首脳会議直後に開かれた緊急記者会見で、プーチンはウクライナとジョージアのNATO加盟が実現すれば、ロシアはNATOと直接国境を接することになり、それはロシアの安全保障に対する「直接的脅威となる」と、強い警戒感を露わにした。

ジョージア戦争——コソボへのNATO軍事介入との比較

NATOブカレスト首脳会議から四か月後の二〇〇八年八月七日、二一世紀最初の戦争であるロシアとジョージアの戦争が始まる。ロシアはジョージア政府の弾圧の下で「人道

的危機下にあった」とされるロシア人の救済を目的に、当時国連で議論されていた「保護する責任」論を援用して軍事介入を正当化しようとした。

八月二六日、ロシア議会がアブハジアと南オセチアの独立を承認した際に、ロシアのメドベージェフ大統領（当時）は、ロシア議会でその承認理由について次のように述べている。

ソ連からの分離独立以降、アメリカとOSCEに支援されたジョージア政府は、南オセチアやアブハジアの人々を迫害し、ジェノサイドを犯し、さらにロシアのPKO部隊に攻撃さえしかけた。それに対して抵抗する両国の人々は、幾度にもわたって住民投票を実施して独立の意思を表明してきた。ロシアは国連憲章およびヘルシンキ宣言、⁽²⁾その他の国際取り決めに認められている自決権の行使として両国の独立を承認する。

これに対して欧州審議会は、ジョージア戦争の平和的かつ恒久的な解決は国際法およびヘルシンキ宣言の主権尊重、領土保全に関する諸原則の尊重、並びに国連安全保障理事会の決議に基づいて行わなければならない、とロシアの一方的承認を非難するとともに、他の加盟国に対して南オセチアとアブハジアの独立を承認しないよう呼びかけた。

二〇一〇年——国際司法裁判所の勧告的意見

コソボの独立承認をきっかけに、それまで封印されていた非承認エンティティの承認問題が再燃した。コソボの独立宣言から二年後の二〇一〇年七月、国連総会の求めに応じて国際司法裁判所は、国連安全保障理事会のこれまでの実践からして国連は一方的な独立宣言を禁じているとは言えず、また一般的に国際法は独立を宣言することを禁止しているとは言えず、よってコソボの独立は国際法上、違法とは言えないとの趣旨の勧告的意見を取りまとめた。

コソボの独立は違法とは言えないとする国際司法裁判所の勧告的意見は、スルプスカ共和国（ボスニア・ヘルツェゴビナ）のセルビア人指導者をはじめ、アブハジアと南オセチア、ナゴルノカラバフなどの独立の機を窺う各地の非承認エンティティの民族指導者に再び希望を与えるものであった。

二〇一四年——ウクライナ併合の論理

ジョージア戦争に続き、二〇一四年にはウクライナ東部で武力紛争が始まる。同年二月のウクライナのユーロ・マイダン革命を機にクリミア自治共和国とセヴァストポリ特別市

は、三月一六日にロシアへの併合の賛否を問う住民投票を実施した。その結果、三月一七日にクリミアの最高会議はウクライナからの独立を宣言し、翌一八日、クリミアはロシアとの間で併合条約を結び、クリミアはロシアへ併合された。

クリミアでの住民投票を受けて、三月一八日、クレムリンで演説したプーチンはクリミア併合の正当性について次のように述べている。「人口の八二%をロシア人が占めているクリミアは、歴史的にも民族的にもロシアの一部である。クリミアの独立は国連憲章が定める「民族の自決権」の行使に他ならない」。ウクライナがソ連から分離独立した際に、クリミア自治共和国も住民投票を行い、独立を宣言した。それにもかかわらず、クリミアの自決権は否定された。セルビアからのコソボの独立は、ちょうどクリミアが行ったように、中央政府の許可なくして一方的に独立が認められた事例である。

また、三月二八日、クリミアの住民投票の正当性を審議した国連安全保障理事会の席上でロシアのチュルキン国連大使は、人民の自決権について次のように論じている。自決権は、国連憲章第一条に規定され、その後、ヘルシンキ宣言などで確認されている人民の権利であり、国内でもはや共生が不可能となった際に人民が分離独立を求めて行使することができる特別措置である。これまでの多くの事例が示す通り、自決権とは中央政府の同意

なしに行使できる権利である。

ウクライナ侵攻の前日の二〇二二年二月二日、ロシアは「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」との間で友好相互援助条約を結び、これらの国をロシアの支配下に置くことで実質的に集団安全保障体制の枠組みを整えた。そしてウクライナ侵攻から半年後の二二年九月二三―二七日、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ザポリージャ州、ヘルソン州のウクライナ四州は、ロシアへの併合の賛否を問う住民投票を実施し、翌九月三〇日、ロシアは同上四州の併合を宣言した。

人道的干渉によって民族同胞を救済し、救済された人々は住民投票を通して人民の自決権を行使して独立を宣言する。そして民族同胞はロシアへ併合される。これが「コソボの先例」から学んだ、ロシアの領土拡張の方式である。

ロシアはなぜOSCEと対決し、孤立の道を選んだのだろうか。欧州安全保障体制の要にOSCEを位置付けようとしたロシアの期待は、OSCEが旧ソ連圏諸国の民主化支援機構に位置付けられたことから、裏切られた。自由化も民主化も後退させていたロシアには、OSCEの安全保障活動はとうてい受け入れられるものではなかった。プーチン体制

の脅威となったからだ。

ロシアが孤立したのは、アメリカの「二重戦略」が奏功した結果でもある。アメリカはソ連と交わしたNATOの東方不拡大とNATOの政治化の約束を違え、旧WTOに属した東欧諸国すべてを取り込んだNATOと同じく東方拡大することで強化した経済ブロックEUが、ともにロシアの国境に迫り、ロシアを取り囲んだ。プーチン体制は国家安全保障上のみならず、国家体制安全保障上も脅威にさらされることになった。

ウクライナだけは是が非でもロシアの影響下に置くために、「特別軍事作戦」が決行された。ところが特別軍事作戦の失敗で、ロシアのウクライナ戦争の目的はロシア人の集中する領土併合に切り替えられた。その戦術に「コソボの先例」が用いられたのである。武力行使によって人道的危機の下にある人々を救済し、救済された人々が人民の自決権の行使の証に住民投票を実施し、独立が認められるというのが「コソボの先例」である。しかも、人民の自決は事実上、民族自決権へと変容させられた。独立を宣言すると、そこで民族同胞との併合が待ち受けている。こうして少数民族を民族同胞が併合するという領土拡張の新模式が誕生したのである。

- (1) “Putin tells UN chief Kosovo set Donbass precedent,” <https://www.rt.com/russia/554574-putin-kosovo-un-chief/> (last visited, May 3, 2023).
- (2) Statement by President of Russia Dmitry Medvedev. President of Russia (Kremlin.ru) (last visited, August 19, 2023).

《参考文献》

- 吉川元 (二〇二二) 「共産主義後の移行期正義と安全保障部門改革、1900—2014年」『広島平和研究』第一〇号
- 吉川元 (二〇二四) 「『コンボの先例』と人民の自決——ロシアの領土拡張主義の形成過程の考察」『広島平和研究』第一一号
- 玉井雅隆 (二〇二二) 『欧州安全保障協力機構 (OSCE) の多角的分析——「ウィーンの東」と「ウィーンの西」の相克』志學社
- Ghehali, Victor-Yves (2005), Growing Pains at the OSCE: The Rise and Fall of Russia's Pan-European Expectations, *Cambridge Review of International Affairs*, vol. 18, issue 3, 375–388.
- Matveev, Alexander (2000), The OSCE Identity Crisis, *OSCE Yearbook 1999*, Baden-Baden: University of Hamburg, 59–78.

- Shirinson, Joshua R. (2016), Deal or No Deal? The End of the Cold War and the U.S. Offer to Limit NATO Expansion, *International Security* vol. 40, no. 4, 7-44.
- Zagorski, Andrei (1998), Russia's OSCE Policy in the Context of Pan-European Developments, *OSCE Yearbook 1997*, Baden-Baden: University of Hamburg, 45-51.

《より深く知るために》

- 吉川元（一九九四）『ヨーロッパ安全保障協力会議 CSCE——人権の国際化から民主化支援の発展過程の考察』三嶺書房
- Allison, Roy (2014), Russian Deniable Intervention in Ukraine: How and Why Russia Broke the Rules, *International Affairs*, vol. 90, no. 6 November.
- Godzimirski, Jakub M. (2009), Russia and the OSCE: From High Expectation to Denial? Rowe, Elana Wilson and Stina Torjesen, eds., *The Multilateral Dimension in Russian Foreign Policy*, London: Routledge.
- Zellner, Wolfgang (2005), Russia and the OSCE: From High Hopes to Disillusionment, *Cambridge Review of International Affairs*, vol. 18, Issue 3.

